

自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言

自治体情報システムの標準化・共通化にむけて、国においては「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」や「住民記録システム標準仕様書の第2.0版」、「第1グループに属する業務にかかる標準仕様書の第1版」を公開しているほか、ガバメントクラウドに関する先行事業の募集を開始するなどの取組が進められている。

こうした国の動きと連携すべく、指定都市としても、情報システムの標準化・共通化の実現に向けて、推進体制の整備や移行計画の作成等に着手しているところである。

一方で、移行に向けた調査や計画策定等を全国の自治体が同時に進めているため、コンサルティング事業者やシステム事業者の人材不足、またそれに伴い自治体におけるデジタル人材確保がより困難度を増していることや、需要過多による価格の上昇、他のシステム改修への影響などといった課題が明らかになってきている。また、例えば、データ要件・連携要件などの共通要件は令和4年夏の公開予定となっており、既に公開された第1グループの標準仕様もそれを踏まえた改版が予定されているなど令和7年度末までとされた標準化の目標期限から逆算すると、現行仕様との比較分析や業務フロー等の見直し・BPR、システム事業者による標準準拠システム開発・移行のための期間が非常に短くなっている。

については、安定的な住民サービスの供給を継続するために、特に重要と考える課題に対し、改めて、下記について提言する。

記

- 1 情報システムの標準化・共通化の検討に当たり、指定都市は規模や権限、行政区の存在など、指定都市以外の自治体とは業務の環境が異なることから、指定都市特有の事情を仕様に反映させるとともに、指定都市市長会も法律に

基づく意見聴取団体の対象に含めること。

- 2 財政支援として地方公共団体情報システム機構に基金が造成されたが、今後も基金の用途の拡充や増額を図るなど財源を確保した上で、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案し、地方自治体の負担とならないよう継続的に十分な財政支援を行うこと。
- 3 住民の利便性の向上という目的の実現のためには、標準仕様に合わせた業務の再構築や業務執行体制の見直し等を短期間で実施することによる窓口運用などの行政運営への支障を最小化し、住民サービスが低下するリスクを回避することが重要である。また、標準化によって行政運営の効率化を進めるためには、全国の自治体が同時に移行を進めることによる事業者及び自治体の人材確保や費用増加にかかるリスクを低減する必要がある。指定都市として令和7年度末までとした目標時期に向けて最善を尽くすものの、全市が安全・確実に標準準拠システムに基づく業務への移行を実現できるよう、これらのリスクや各自治体のシステム更新時期等を考慮し、準備の進捗状況を踏まえ、移行期間を設ける等、必要に応じて柔軟な対応を検討すること。
- 4 「ガバメントクラウド」に係る仕様や「ガバメントクラウド」と緊密に連携できると認められるクラウドサービスの要件の早期確定をはじめとして、地方自治体に対して速やかに情報提供を行うとともに、各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全自治体に対して案を提示し、意見聴取を実施すること。また、標準仕様の作成・改版に当たっては、「付属または、密接に連携するシステム」の範囲や考え方について示すとともに、標準化対象外の情報システムとの連携を十分考慮すること。
- 5 「ガバメントクラウド」の整備に当たり、昨今のクラウドサービスにおける障害事案等を十分に勘案し、強固な基盤としての環境構築を行うとともに、

障害発生やメンテナンス実施の際等における自治体との連携手法や、適時・適切な情報共有を図るための運用フローを確立するなど、住民サービスへの影響を最小限に留めるための設計を行うこと。

- 6 住民の利便性の向上及び地方自治体の行政運営の効率化を実現するため、情報システムの仕様を標準化するだけでなく、標準仕様に基づく基本的な業務フローを地方自治体に提示するとともに、基本的な業務プロセスや各種申請時の提出書類の電子化などの見直しも含め、デジタル化に適した制度設計とすること。

令和 3 年 1 2 月 3 日
指 定 都 市 市 長 会